住民等(意見を有する者)の意見書の提出

住民等(意見を有する者)は、「開発事業計画書等」の公告の日から縦覧期間満了後1週間を経過する日までの間に、事業者に対し、「開発事業計画書」について土地利用の見地からの意見を、意見書の提出により述べることができます。(条例第14条第1項)

※ ここでいう「住民等(意見を有する者)」とは、「<u>開発事業計画書」について郊外部における</u> <u>適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者</u>の ことをいいます。

1) 意見書を提出できる者

「開発事業計画書」について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が 配慮すべき事項に関する意見であれば、個人、団体、居住地等にかかわらず、どなたでも意見書を 事業者に提出することができます。

2) 意見書を提出することができる期間

意見書を事業者に提出できる期間は、「開発事業計画書等」の公告の日(縦覧開始の日)から縦覧期間満了後1週間を経過する日までの間です(条例第14条第1項)。

3) 意見書に記載する事項

意見書には、次の事項を記載するものとします(施行規則第12条)。

- ① 意見書の提出の対象である開発事業の名称
- ② 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ③ 意見の内容(「開発事業計画書」について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見)